

議第61号

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第3項第18号イ中「第15項第3号」を「第16項第3号」に改め、同号ウ中「第16項第2号」を「第17項第2号」に改め、同項第21号に後段として次のように加える。

この場合においては、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症(同法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

別表第3項に次の1号を加える。

(2) 設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第6項第6号アに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

別表第9項第2号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 虐待の防止のための措置に関する事項

別表第9項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 設置者は、前号に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同号の規定による掲示に代えるこ

とができる。

別表第10項第2号中「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 設置者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
- ア 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
 - イ 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ウ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第11項第2号アに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第11項第2号ウ中「対する研修」を「対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練」に改め、同号エ中「および」を「または」に改め、同表第12項第5号を次のように改める。

- (5) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、同表第15項第1号ウに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第15項第1号に次のように加える。

- オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、同表第13項第2号エ中「第15項第3号」を「第16項第3号」に改め、同号オ中「第16項第2号」を「第17項第2号」に改め、同項を同表第14項とし、同表第12項の次に次の1項を加える。

13 業務継続計画の策定等

- (1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。
- (2) 施設長は、業務継続計画を職員に周知すること。
- (3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- (4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

行うこと。

別表に次の1項を加える。

19 雑則

- (1) 設置者およびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- (2) 設置者およびその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下この号において「交付等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第4項第3号ア中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改め、同項第26号に後段として次のように加える。

この場合においては、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症（同法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

別表第4項に次の1号を加える。

- ㉞ 設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第6項第4号イ中「第15項第3号」を「第16項第3号」に改め、同号ウ中「第16項第2号」を「第17項第2号」に改め、同項第7号カ（㍿）に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

別表第9項第2号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 虐待の防止のための措置に関する事項

別表第10項第2号中「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 設置者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第11項第2号アに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第11項第2号ウ中「対する研修」を「対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練」に改め、同号エ中「および」を「または」に改め、同表第12項第5号を次のように改める。

(5) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、同表第15項第1号ウに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第15項第1号に次のように加える。

オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、同表第13項第2号エ中「第15項第3号」を「第16項第3号」に改め、同号オ中「第16項第2号」を「第17項第2号」に改め、同項を同表第14項とし、同表第12項の次に次の1項を加える。

13 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 施設長は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表に次の1項を加える。

19 設置者およびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

付則第5項から第7項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第10項から第13項までを削り、付則第14項を付則第10項とする。

別表第1第3項第11号ただし書中「、特別養護老人ホームおよびユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合、地域密着型特別養護老人ホームおよびユニット型特別養護老人ホームを併設する場合または地域密着型特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合に置く介護職員および看護職員（別表第2第4項第1号（別表第4において準用する場合を含む。）の規定によりユニットごとに置かれる看護職員に限る。）を除き」を削り、同項第19号に後段として次のように加える。

この場合においては、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症（同法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

別表第1第3項に次の1号を加える。

(20) 設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第1第5項第2号キ(ア)に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

別表第1第10項第2号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 虐待の防止のための措置に関する事項

別表第1第11項第1号中「その処遇」を「処遇」に改め、同項第2号中「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 設置者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な職員に周知徹底を図る
こと。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことが
できる。

イ 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他必要な職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1第12項第2号アに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができ
る。

別表第1第12項第2号ウ中「対する研修」を「対し、感染症および食中毒の予防およびまん
延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練」に改め、同表
第13項第5号を次のように改める。

(5) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める
こと。

別表第1中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、同表第16項第1号ウに後段として次
のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができ
る。

別表第1第16項第1号に次のように加える。

オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、同表第14項第2号エ中「第16項第3
号」を「第17項第3号」に改め、同号オ中「第17項第2号」を「第18項第2号」に改め、同項
を同表第15項とし、同表第13項の次に次の1項を加える。

14 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行
い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務
継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その
他必要な措置を講ずること。

(2) 施設長は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表第1に次の1項を加える。

20 雑則

(1) 設置者およびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(2) 設置者およびその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下この号において「説明等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

別表第2第2項中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「とする」を「とし、15人を超えない」に改め、同表第3項第2号アを次のように改める。

ア 居室は、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。

別表第2第9項中「第18項まで」を「第20項まで」に改め、「同表第11項第1号」の右に「および第14項第1号」を加え、「同表第14項第2号ア」を「同表第15項第2号ア」に、「第16項第3号」を「第17項第3号」に、「第17項第2号」を「第18項第2号」に、「同表第17項第1号」を「同表第18項第1号」に、「第18項第2号」を「第19項第2号」に改める。

別表第3第2項第1号ア中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改め、同項第4号中「第1号ただし書、」を削り、「場合において」の右に「、同項第1号ただし書中「入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の」とあるのは「他の」と」を加え、同表第3項第2号に後段として次のように加える。

この場合において、運営推進会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第3第3項第4号中「前3号」を「前各号」に、「別表第1第18項」を「別表第1第19項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号後段の規定によりテレビ電話装置等を用いて運営推進会議を開催する場合において、入所者またはその家族が参加するときは、当該入所者またはその家族の同意を得ること。

別表第3第4項中「および第4項から第17項まで」を「、第4項から第18項までおよび第20項」に、「同表第14項第2号ウ」を「同表第15項第2号ウ」に、「第16項第3号」を「第17項第3号」に、「第17項第2号」を「第18項第2号」に改める。

別表第4中「第18項まで」を「第20項まで」に、「第3項(第4号)」を「第3項(第5号)」に、「同表第3項第1号ただし書中「入所定員」とあるのは「入居定員」を「同表第3項第1号ただし書中「入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の」とあるのは「他の」に、「同号エ中「職員」を「同項第2号エ中「職員」に改め、「同表第11項第1号」の右に「および第14項第1号」を加え、「同表第14項第2号ア」を「同表第15項第2号ア」に、「第16項第3号」を「第17項第3号」に、「第17項第2号」を「第18項第2号」に、「同表第17項第1号」を「同表第18項第1号」に、「第18項第2号」を「第19項第2号」に改める。

(滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第17号)の一部を次のように改正する。

付則第17項から第24項までを削り、付則第25項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「付則第27項」を「付則第19項」に改め、同項を付則第17項とする。

付則第26項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を付則第18項とする。

付則第27項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を付則第19項とする。

別表第1第1項第3号に次のように加える。

シ 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第1第1項第4号中セをソとし、アからスマまでをイからセまでとし、アとして次のように加える。

ア 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。

別表第1第1項第7号イ中(カ)を(キ)とし、(オ)の次に次のように加える。

(カ) 虐待の防止のための措置に関する事項

別表第1第1項第7号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 指定訪問介護事業者は、エに規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、エの規定による掲示に代えることができる。

別表第1第1項第8号イ中「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同号に次のように加える。

- ウ 指定訪問介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
 - (ア) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。
 - (イ) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (ウ) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (エ) (ア) から (ウ) までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1第1項第9号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

- ウ 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。
 - (ア) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を訪問介護員等に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
 - (イ) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。
 - (ウ) 訪問介護員等に対する研修および訓練を定期的に行うこと。

別表第1第1項第10号を次のように改める。

(10) 業務継続計画の策定等

- ア 指定訪問介護事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この号において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。
- イ 指定訪問介護事業者は、業務継続計画を訪問介護員等に周知すること。
- ウ 指定訪問介護事業者は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- エ 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表第1第1項第11号イ(イ)中「第4号ス」を「第4号セ」に改め、同項第16号に次のように加える。

- エ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者

に対しても指定訪問介護を提供するよう努めること。

別表第1第1項に次の1号を加える。

(17) 雑則

ア 指定訪問介護事業者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この項において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第4号オおよびイに規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

イ 指定訪問介護事業者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下イにおいて「交付等」という。）のうち、この項において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

別表第1第2項第3号中「第16号まで」を「第17号まで」に、「同項第4号ア」を「同項第4号イ」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「次項第3号において準用する第4号オ」とを加え、同表第3項第2号カ中「サ」を「シ」に改め、同項第4号中「ケおよびコ」を「コおよびサ」に、「および第16号」を「、第16号および第17号」に、「同項第4号ア」を「同項第4号イ」に、「同号シ」を「同号ス」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第3項第4号において準用する第4号オ」とを加える。

別表第2第1項第2号イ中「指定介護予防サービス基準条例」を「滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第20号。以下「指定介護予防サービス基準条例」という。）」に改め、同項第3号カ中「オ」を「カ」に、「およびケからサまで」を「、ケ、コおよびシ」に改め、同号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 指定訪問入浴介護事業者は、看護職員および介護職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。この場合においては、全ての看護職員および介護職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

別表第2第1項第5号イ中「同号ウ」を「同号エ」に改め、同項第6号中「コ」を「サ」に、

「第16号まで」を「第17号まで」に、「同項第4号ア」を「同項第4号イ」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第4号オ」と」を加え、同表第2項第2号ウ中「からサまでおよび」を「、コおよびシならびに」に、「およびウ」を「、ウおよびカ」に改め、同項第3号中「ケおよびコ」を「コおよびサ」に、「ならびに第16号」を「、第16号ならびに第17号」に、「同表第1項第4号ア」を「同表第1項第4号イ」に、「同号シ」を「同号ス」に、「同号ウ中「医師」を「同号エ中「医師」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第2第2項第3号において準用する第4号オ」と」を加える。

別表第3第3項第10号中「サ」を「シ」に改め、同表第4項第2号中「ウ」を「エ」に、「同号ア」を「同号イ」に、「同号セ」を「同号ソ」に改め、同表第6項中「第16号まで」を「第17号まで」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第3第4項第2号において準用する第4号オ」と」を加える。

別表第4第4項第5号中「サ」を「シ」に改め、同表第5項第1号イに後段として次のように加える。

この場合において、リハビリテーション会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第4第5項第1号に次のように加える。

ウ イ後段の規定によりテレビ電話装置等を用いてリハビリテーション会議を開催する場合において、利用者またはその家族が参加するときは、当該利用者またはその家族の同意を得ること。

別表第4第6項中「コ」を「サ」に、「オを」を「カを」に、「ウを」を「エを」に、「第16号まで」を「第17号まで」に、「同項第4号ア」を「同項第4号イ」に、「同号セ」を「同号ソ」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号オ」と」を加える。

別表第5第4項第4号中「サ」を「シ」に改め、同表第5項第2号中「、歯科衛生士または管理栄養士」を削り、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合または居宅介護支援事業者もしくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、サービス担当者会議に参加すること等により、居宅介護支援事業者または居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行うこと。
この場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、居宅介護支援事業者または居宅サービス事業者に対して情報提供または助言の内容を記載した文書を交付することにより行わなければならない。

別表第5第5項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2

号の次に次の1号を加える。

(3) 歯科衛生士または管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導

ア 医師または歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう適切に行うこと。

イ 懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について適切に指導または説明を行うこと。

ウ 常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切にサービスを提供すること。

エ 指定居宅療養管理指導を提供したときは、速やかに、その内容を診療記録に記載するとともに、医師または歯科医師に報告すること。

別表第5第6項中「クからコマで」を「ケからサまで」に、「オを」を「カを」に、「ウを」を「エを」に、「第16号まで」を「第17号まで」に、「同項第4号ア」を「同項第4号イ」に、「同号サ」を「同号シ」に、「同号セ」を「同号ソ」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号オ」とを加える。

別表第6第1項第3号サ中「およびケからサまで」を「、ケ、コおよびシならびに別表第2第1項第3号カ」に、「同号」を「これらの規定」に、「ある」を「あり」、「看護職員および介護職員」とある」に改め、同項第6号イ中「必要な」を「、次に掲げる」に改め、同号イに次のように加える。

(ア) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

(ウ) 従業者に対する研修および訓練を定期的に行うこと。

別表第6第1項第7号オを次のように改める。

オ 指定通所介護事業者は、エの訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表第6第1項第8号中「コおよびサ」を「サおよびシ」に、「第11号、第12号および第13号から第16号まで」を「第10号から第12号まで、第13号から第15号までおよび第17号」に、「同項第4号ア」を「同項第4号イ」に、「別表第6第1項第8号」を「別表第6第1項第9号」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「宿泊サービスの提供」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第6第1項第9号において準用する第4号オ」とを加え、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 連携等

ア 指定通所介護事業者は、その提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めること。

イ 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護を提供するよう努めること。

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定通所介護の事業の連携等については、別表第1第1項第16号アおよびイの規定を準用する。

別表第6第2項第1号イ中「およびケからサまで」を「、ケ、コおよびシならびに別表第2第1項第3号カ」に、「同号」を「これらの規定」に、「ある」を「あり、「看護職員および介護職員」とある」に改め、同項第3号中「コおよびサ」を「サおよびシ」に、「第11号、第12号ならびに第13号から第16号まで」を「第10号から第12号まで、第13号から第16号（ウおよびエを除く。）までならびに第17号」に、「第7号まで」を「第8号（ウを除く。）まで」に、「別表第1第1項第4号ア」を「別表第1第1項第4号イ」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「宿泊サービスの提供」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第4号オ」と」を加え、同表第3項第2号コ中「からサまでおよび同表第3項第2号エ」を「、コおよびシならびに同表第3項第2号エならびに別表第2第1項第3号カ」に、「同表第1項第3号」を「これらの規定」に、「ある」を「あり、「看護職員および介護職員」とある」に改め、同項第3号中「ケからサまで」を「コからシまで」に、「第11号、第12号」を「第10号から第12号まで」に、「ならびに第16号」を「、第16号（ウおよびエを除く。）ならびに第17号」に、「第7号まで」を「第8号（ウを除く。）まで」に、「別表第1第1項第4号ア」を「別表第1第1項第4号イ」に、「同号シ」を「同号ス」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第4号オ」と」を加える。

別表第7第3項第7号中「サ」を「シならびに別表第2第1項第3号カ」に、「同号」を「これらの規定」に、「ある」を「あり、「看護職員および介護職員」とある」に改め、同表第5項中「コおよびサ」を「サおよびシ」に、「オを」を「カを」に、「第9号ウ、第11号、第12号」を「第10号から第12号まで」に、「第16号まで」を「第17号まで」に、「別表第1第1項第4号ア」を「別表第1第1項第4号イ」に、「同号セ」を「同号ソ」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第4号オ」と」を加える。

別表第8第1項第2号エ中「特別養護老人ホーム基準条例」を「滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第16号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。）」に改め、同項第4号ス中「シ」を「ス」に、「およびケからサまで」を「、ケ、コおよびシならびに別表第2第1項第3号カ」に、「同号」

を「これらの規定」に、「ある」を「あり、「看護職員および介護職員」とある」に改め、同号スを同号セとし、同号シ中「サまで」を「シまで」に改め、同号シを同号スとし、同号サを同号シとし、同号コただし書中「この限りでない」を「いずれも常勤の者とするを要しない」に改め、同号コを同号サとし、同号ケの次に次のように加える。

コ アの規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所または指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保すること。

別表第8第1項第5号オ中「別表第1第1項第4号イからキまで、ケ、シおよびス」を「別表第1第1項第4号ア、ウからクまで、コ、スおよびセ」に改め、同項第12号中「第9号ウ、第11号、第12号および第13号」を「第9号エ、第10号から第12号まで、第13号」に、「を除く。）まで」を「およびエを除く。）までおよび第17号」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第1項第5号オにおいて準用する第4号オ」とを加え、同表第2項第2号ア中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「とする」を「とし、15人を超えない」に改め、同項第3号ウ（ア）dを削り、同号ウ（ア）eを同号ウ（ア）dとし、同項第4号エ中「およびケからサまで」を「、ケ、コおよびシ、別表第2第1項第3号カ」に、「ス」を「セ」に、「別表第1第1項第3号中」を「これらの規定中」に、「あるのは「従業者」を「あり、「看護職員および介護職員」とあるのは「従業者」に、「前項第4号シ」を「同号ス」に改め、同項第9号中「別表第1第1項第4号イからキまで、ケ、シおよびス」を「別表第1第1項第4号ア、ウからクまで、コ、スおよびセ」に、「第9号ウ、第11号、第12号ならびに第13号」を「第9号エ、第10号から第12号まで、第13号」に、「を除く。）まで」を「およびエを除く。）までならびに第17号」に、「の利用定員（別表第8第2項第4号エ」を「の利用定員（同表第2項第4号エ」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第4号オ」とを加え、同表第3項第2号イ中「およびケからサまで」を「、ケ、コおよびシならびに別表第2第1項第3号カ」に、「同号」を「これらの規定」に、「ある」を「あり、「看護職員および介護職員」とある」に改め、同項第4号中「別表第1第1項第4号イからキまで、ケ、シおよびス」を「別表第1第1項第4号ア、ウからクまで、コ、スおよびセ」に、「第9号ウ、第11号、第12号ならびに第13号」を「第9号エ、第10号から第12号まで、第13号」に、「を除く。）まで」を「およびエを除く。）までならびに第17号」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第4号オ」とを加え、同表第4項第4号エ中「サ」を「シ」に改め、同号カ中「からサまでおよび」を「、コおよびシならびに」に改め、「同表第3項第2号エ」の右に「ならびに別表第2第1項第3号カ」を加え、「同表第1

項第3号」を「これらの規定」に、「ある」を「あり、「看護職員および介護職員」とある」に改め、同項第6号中「別表第1第1項第4号イからキまで、シおよびス」を「別表第1第1項第4号ア、ウからクまで、スおよびセ」に、「第9号ウ、第11号、第12号」を「第9号エ、第10号から第12号まで」に、「ならびに第16号（アを除く。）」を「、第16号（アおよびエを除く。）ならびに第17号」に、「第7号アおよびイならびに第8号」を「第7号（ウを除く。）」に、「別表第1第1項第4号シ」を「別表第1第1項第4号ス」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第4号オ」とを加える。

別表第9第1項第3号キ中「からサまで」を「、コおよびシならびに別表第2第1項第3号カ」に、「同号」を「これらの規定」に、「ある」を「あり、「看護職員および介護職員」とある」に改め、同項第4号ウ中「別表第1第1項第4号イからキまで、ケ、シおよびス」を「別表第1第1項第4号ア、ウからクまで、コ、スおよびセ」に改め、同項第7号中「オ」を「カを」に、「第11号、第12号ならびに第13号」を「第10号から第12号まで、第13号」に、「を除く。）まで」を「およびエを除く。）までならびに第17号」に、「第4号ス」を「第4号セ」に、「別表第6第1項第6号（ウを除く。）ア」を「同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9第1項第4号ウにおいて準用する第4号オ」と、別表第6第1項第6号ア」に改め、同表第2項第3号エ中「からサまで」を「、コおよびシ、別表第2第1項第3号カ」に、「オまで」を「カまで」に、「別表第1第1項第3号中」を「これらの規定中」に、「あるのは「従業者」を「あり、「看護職員および介護職員」とあるのは「従業者」に、「前項第3号オ」を「前項第3号カ」に改め、同項第4号イ中「別表第1第1項第4号イからキまで、ケ、シおよびス」を「別表第1第1項第4号ア、ウからクまで、コ、スおよびセ」に改め、同項第5号中「オ」を「カを」に、「第11号、第12号ならびに第13号」を「第10号から第12号まで、第13号」に、「を除く。）まで」を「およびエを除く。）までならびに第17号」に、「第4号ス」を「第4号セ」に、「別表第6第1項第6号（ウを除く。）ア」を「同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9第2項第4号イにおいて準用する第4号オ」と、別表第6第1項第6号ア」に改める。

別表第10第1項第3号セ中「からサまでおよび」を「、コおよびシならびに」に改め、「同表第3項第2号エ」の右に「ならびに別表第2第1項第3号カ」を加え、「同表第1項第3号」を「これらの規定」に、「ある」を「あり、「看護職員および介護職員」とある」に改め、同項第4号コ中「別表第1第1項第4号イおよびエからカまで」を「別表第1第1項第4号ア、ウおよびオからキまで」に改め、同項第6号ウ（カ）aに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第10第1項第7号ウ中「アを」を「アおよびエを」に改め、同項第8号中「第9号ウ、第11号、第12号および第13号から第15号まで」を「第9号エ、第10号から第12号まで、第13号

から第15号までおよび第17号」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第1項第4号コにおいて準用する第4号オ」と」を加え、同表第2項第4号コ中「からサまでおよび」を「、コおよびシならびに」に改め、「同表第3項第2号エ」の右に「、別表第2第1項第3号カ」を加え、「別表第1第1項第3号中」を「これらの規定中」に、「あるのは「従業者」と、同号コ」を「あり、「看護職員および介護職員」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第3号コ」に改め、「基本サービスを」との右に「、同号シ中「指定訪問介護の」とあるのは「基本サービスの」と」を加え、同項第5号オ中「別表第1第1項第4号エからカまでおよび」を「別表第1第1項第4号アおよびオからキまでならびに」に改め、同項第7号中「第9号ウ、第11号、第12号ならびに第13号」を「第9号エ、第10号から第12号まで、第13号」に、「を除く。）まで」を「およびエを除く。）までならびに第17号」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に改め、「協力医療機関」との右に「、同項第10号ア中「指定訪問介護の」とあるのは「基本サービスの」と」を加え、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第2項第5号オにおいて準用する第4号オ」と」を加え、「同号ウ(ア)」を「同号ウ(イ)」に改める。

別表第11第1項第3号オ中「サまで」を「シまで」に改め、同項第5号エ中「ウを」を「エを」に、「同号ア」を「同号」に改め、同項第7号中「コ」を「サ」に、「第16号まで」を「第17号まで」に、「同項第4号ア」を「同項第4号イ」に、「同号ウ」を「同号エ」に、「同号サ」を「同号シ」に、「同号シ」を「同号ス」に、「同号セ」を「同号ソ」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第4号オ」と」を加え、同表第2項第1号イ中「サまで」を「シまで」に改め、同項第2号中「ケおよびコ」を「コおよびサ」に、「第9号(ウ)」を「第9号(エ)」に、「ならびに第16号」を「、第16号ならびに第17号」に、「別表第1第1項第4号ア」を「別表第1第1項第4号イ」に、「同号ウ中「実施地域等」を「同号エ中「実施地域等」に、「同号サ」を「同号シ」に、「同号シ」を「同号ス」に、「同号セ」を「同号ソ」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第4号オ」と」を加える。

別表第12第3項第4号中「サまで」を「シまで」に改め、同表第5項第2号中「指定福祉用具を」を「特定福祉用具を」に改め、同表第6項中「ケ、コおよびシ」を「コ、サおよびス」に、「ウを」を「エを」に、「第16号まで」を「第17号まで」に、「別表第1第1項第4号ア」を「別表第1第1項第4号イ」に、「同号ウ」を「同号エ」に、「同号サ」を「同号シ」に、「同号セ」を「同号ソ」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第4号オ」と」を加える。

(滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

付則第6項から第10項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、付則第13項から第16項までを削る。

別表第1第3項第1号中「)、栄養士」を「)、栄養士等(栄養士または管理栄養士をいう。以下同じ。)」に、「栄養士を」を「栄養士等を」に改め、同項第2号、第3号および第9号中「栄養士」を「栄養士等」に改め、同項第16号ただし書中「、介護老人保健施設およびユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き」を削り、同項第20号に後段として次のように加える。

この場合においては、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

別表第1第3項に次の1号を加える。

(2) 開設者は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第1第4項第1号を同項第1号の2とし、同項第1号として次のように加える。

(1) 開設者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。

別表第1第6項第2号オに後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

別表第1第6項第2号サ中「キ」を「ク」に、「ク後段」を「ケ後段」に改め、同号中サをシとし、カからコまでをキからサまでとし、オの次に次のように加える。

カ オ後段の規定によりテレビ電話装置等を用いてサービス担当者会議を開催する場合において、入所者またはその家族が参加するときは、当該入所者またはその家族の同意を得ること。

別表第1第6項第3号中「第18項第3号および第19項第2号」を「第19項第3号および第20項第2号」に改め、同項第4号キ(ア)に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第8項に次の2号を加える。

(8) 管理者は、入所者の栄養状態を維持し、および改善することができるよう、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

(9) 管理者は、入所者の口腔の健康を保持することができるよう、口腔衛生の管理体制を整備するとともに、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。

別表第1第11項第2号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 虐待の防止のための措置に関する事項

別表第1第11項に次の1号を加える。

(5) 開設者は、前号に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。

別表第1第12項第2号中「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 開設者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他必要な従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1第13項第2号アに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第13項第2号ウ中「対する研修」を「対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練」に改め、同号エ中「および」を「または」に改め、同表第14項第5号を次のように改める。

(5) 開設者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表第1中第20項を第21項とし、第19項を第20項とし、同表第18項第1号ウに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第18項第1号に次のように加える。

オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、同表第15項第2号オ中「第18項第3号」を「第19項第3号」に改め、同号カ中「第19項第2号」を「第20項第2号」に改め、同号キ中「第20項第2号」を「第21項第2号」に改め、同項を同表第16項とし、同表第14項の次に次の1項を加える。

15 業務継続計画の策定等

- (1) 開設者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。
- (2) 管理者は、業務継続計画に従業者に周知すること。
- (3) 管理者は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- (4) 開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表第1に次の1項を加える。

22 雑則

- (1) 開設者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第4項第5号および第8号オならびに次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- (2) 開設者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下この号において「交付等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

別表第2第2項中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「とする」を「とし、15人を超えない」に改め、同表第6項第4号中「第7号」を「第9号」に改め、同表第9項中「第20項まで」を「第22項まで」に、「同表第4項第1号」を「同表第4項第1号の2」に、「同表第15項第2号」を「同表第16項第2号」に、「第18項第3号」を「第19項第3号」に、「第19項第2号」を「第20項第2号」に、「第20項第2号」を「第21項第2号」に、「同表第17項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」を「同表第18項第2号中「退所した」とあるのは

「退居した」と、同表第22項第1号中「第4項第5号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第5号」に改める。

(滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(平成30年滋賀県条例第1号)の一部を次のように改正する。

付則第2項から第7項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第8項を付則第9項とし、付則第7項の次に次の1項を加える。

8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床の転換を令和6年3月31日までの間に行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室に対する別表第1第2項第2号および別表第2第3項第2号の規定の適用については、新築、増築または全面的な改築の工事が終了するまでの間は、別表第1第2項第2号ア(イ)および別表第2第3項第2号エ(イ)中「構造の浴槽」とあるのは、「設備」とする。

別表第1第3項第1号中「()、栄養士」を「()、栄養士等(栄養士または管理栄養士をいう。以下同じ。)」に、「栄養士を」を「栄養士等を」に改め、同項第6号中「栄養士」を「栄養士等」に改め、同項第14号ただし書中「、介護医療院にユニット型介護医療院を併設する場合の介護職員を除き」を削り、同項第18号に後段として次のように加える。

この場合においては、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

別表第1第3項に次の1号を加える。

(19) 開設者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第1第4項第1号を同項第1号の2とし、同項第1号として次のように加える。

(1) 開設者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。

別表第1第6項第2号オに後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

別表第1第6項第2号サ中「キ」を「ク」に、「ク後段」を「ケ後段」に改め、同号中サをシとし、カからコまでをキからサまでとし、オの次に次のように加える。

カ オ後段の規定によりテレビ電話装置等を用いてサービス担当者会議を開催する場合に

において、入所者またはその家族が参加するときは、当該入所者またはその家族の同意を得ること。

別表第1第6項第3号中「第18項第3号および第19項第2号」を「第19項第3号および第20項第2号」に改め、同項第4号キ(ア)に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第8項に次の2号を加える。

(8) 管理者は、入所者の栄養状態を維持し、および改善することができるよう、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

(9) 管理者は、入所者の口腔^{くわう}の健康を保持することができるよう、口腔衛生^{くわう}の管理体制を整備するとともに、入所者の状態に応じた口腔衛生^{くわう}の管理を計画的に行うこと。

別表第1第11項第2号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 虐待の防止のための措置に関する事項

別表第1第11項に次の1号を加える。

(5) 開設者は、前号に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。

別表第1第12項第2号中「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 開設者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他必要な従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1第13項第2号アに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第13項第2号ウ中「研修」を「感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練」に改め、同号エ中「および」を「または」に改め、同表第14項第5号を次のように改める。

(5) 開設者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表第1中第20項を第21項とし、第19項を第20項とし、同表第18項第1号ウに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第18項第1号に次のように加える。

オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、同表第15項第2号オ中「第18項第3号」を「第19項第3号」に改め、同号カ中「第19項第2号」を「第20項第2号」に改め、同号キ中「第20項第2号」を「第21項第2号」に改め、同項を同表第16項とし、同表第14項の次に次の1項を加える。

15 業務継続計画の策定等

- (1) 開設者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。
- (2) 管理者は、業務継続計画に従業者に周知すること。
- (3) 管理者は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- (4) 開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表第1に次の1項を加える。

22 雑則

- (1) 開設者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第4項第5号および第8号オならびに次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- (2) 開設者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下この号において「交付等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法を用いる。）によることができる。

別表第2第2項中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「とする」を「とし、15人を

超えない」に改め、同表第4項第5号に後段として次のように加える。

この場合においては、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

別表第2第4項第6号中「および第18号」を「、第18号および第19号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 開設者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第2第5項第2号中「同項第1号」を「同項第1号の2」に改め、同表第7項第1号ケ(ア)に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第2第7項第2号中「第18項第3号」を「第19項第3号」に、「第19項第2号」を「第20項第2号」に改め、同表第8項に次の1号を加える。

(9) 前各号に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の介護等については、別表第1第8項第8号および第9号の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは、「入居者」と読み替えるものとする。

別表第2第11項第2号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 虐待の防止のための措置に関する事項

別表第2第11項第3号中「および第4号」を「から第5号まで」に改め、同表第13項第2号中「別表第1第20項」を「別表第1第21項」に改め、同表第14項中「および第15項から第19項まで」を「、第15項から第20項までおよび第22項」に、「同表第15項第2号」を「同表第16項第2号」に、「第18項第3号」を「第19項第3号」に、「第19項第2号」とある」を「同号カ中「第20項第2号」とある」に、「第19項第2号」と、「第20項第2号」とある」を「第20項第2号」と、同号キ中「第21項第2号」とある」に、「第20項第2号」と、同表第17項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」を「第21項第2号」と、同表第18項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と、同表第22項第1号中「第4項第5号」とあるのは「別表第2第5項第2号において準用する第4項第5号」に改める。

(滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

付則第5項から第7項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、付則第11項から第14項までを削り、付則第15項を付則第11項とする。

別表第1第3項第1号中「）、栄養士」を「）、栄養士等（栄養士または管理栄養士をいう。以下同じ。））」に、「の栄養士」を「の栄養士等」に、「栄養士を」を「栄養士等を」に改め、同項第6号中「栄養士」を「栄養士等」に改め、同項第12号ただし書中「、指定介護老人福祉施設およびユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合または指定介護老人福祉施設およびユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員および看護職員（別表第2第4項第1号の規定によりユニットごとに置かれる看護職員に限る。）を除き」を削り、同項第18号に後段として次のように加える。

この場合においては、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

別表第1第3項に次の1号を加える。

(9) 開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第1第4項第1号を同項第1号の2とし、同項第1号として次のように加える。

(1) 開設者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。

別表第1第6項第2号オに後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

別表第1第6項第2号サ中「キ」を「ク」に、「ク後段」を「ケ後段」に改め、同号中サをシとし、カからコマまでをキからサまでとし、オの次に次のように加える。

カ オ後段の規定によりテレビ電話装置等を用いてサービス担当者会議を開催する場合において、入所者またはその家族が参加するときは、当該入所者またはその家族の同意を得ること。

別表第1第6項第3号中「第18項第3号および第19項第2号」を「第19項第3号および第20項第2号」に改め、同項第4号キ(ア)に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第7項中第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 管理者は、入所者の栄養状態を維持し、および改善することができるよう、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

(10) 管理者は、入所者の口腔^{くわう}の健康を保持することができるよう、口腔衛生^{くわう}の管理体制を整備するとともに、入所者の状態に応じた口腔衛生^{くわう}の管理を計画的に行うこと。

別表第1第11項第2号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 虐待の防止のための措置に関する事項

別表第1第11項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 開設者は、前号に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。

別表第1第12項第2号中「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 開設者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他必要な従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1第13項第2号アに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第13項第2号ウ中「対する研修」を「対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練」に改め、同号エ中「および」を「または」に改め、同表第14項第5号を次のように改める。

(5) 開設者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表第1中第20項を第21項とし、第19項を第20項とし、同表第18項第1号ウに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第18項第1号に次のように加える。

オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、同表第15項第2号エ中「第18項第3号」を「第19項第3号」に改め、同号オ中「第19項第2号」を「第20項第2号」に改め、同号カ中「第20項第2号」を「第21項第2号」に改め、同項を同表第16項とし、同表第14項の次に次の1項を加える。

15 業務継続計画の策定等

- (1) 開設者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。
- (2) 管理者は、業務継続計画に従業者に周知すること。
- (3) 管理者は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- (4) 開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表第1に次の1項を加える。

22 雑則

- (1) 開設者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第4項第5号および第8号オならびに次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- (2) 開設者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下この号において「交付等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法を用いる。）によることができる。

別表第2第2項中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「とする」を「とし、15人を超えない」に改め、同表第3項第2号アを次のように改める。

ア 居室は、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。

別表第2第5項第2号中「第18項第3号」を「第19項第3号」に、「第19項第2号」を「第20項第2号」に改め、同表第6項第4号中「第9号」を「第11号」に改め、同表第9項中「第20項まで」を「第22項まで」に、「同表第4項第1号」を「同表第4項第1号の2」に、「同表第15項第2号」を「同表第16項第2号」に、「第18項第3号」を「第19項第3号」に、「第

19項第2号」を「第20項第2号」に、「第20項第2号」を「第21項第2号」に、「同表第17項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」を「同表第18項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と、同表第22項第1号中「第4項第5号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第5号」に改める。

(滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第20号)の一部を次のように改正する。

付則第14項から第21項までを削り、付則第22項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「付則第24項」を「付則第16項」に改め、同項を付則第14項とする。

付則第23項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を付則第15項とする。

付則第24項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を付則第16項とする。

別表第2第1項第3号クに後段として次のように加える。

この場合においては、全ての看護職員等(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

別表第2第1項第3号に次のように加える。

ケ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第2第1項第4号中スをセとし、アからシまでをイからスまでとし、アとして次のように加える。

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。

別表第2第1項第7号イ中(キ)を(ク)とし、(カ)の次に次のように加える。

(カ) 虐待の防止のための措置に関する事項

別表第2第1項第7号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、エに規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させ

ることにより、エの規定による掲示に代えることができる。

別表第2第1項第8号イ中「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同号に次のように加える。

- ウ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
 - (ア) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員等に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。
 - (イ) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (ウ) 看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (エ) (ア) から (ウ) までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第2第1項第9号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

- ウ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。
 - (ア) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を看護職員等に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
 - (イ) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。
 - (ウ) 看護職員等に対する研修および訓練を定期的に行うこと。

別表第2第1項第10号を次のように改める。

(10) 業務継続計画の策定等

- ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この号において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。
- イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、業務継続計画を看護職員等に周知すること。
- ウ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- エ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表第2第1項第11号イ(ア)中「第4号シ」を「第4号ス」に改め、同項第16号に次のよう

に加える。

- エ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めること。

別表第2第1項に次の1号を加える。

(17) 雑則

- ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この項において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第4号オおよびイに規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下イにおいて「交付等」という。）のうち、この項において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

別表第2第2項第2号エ中「ク」を「ケ」に改め、同項第3号中「ケ」を「コ」に、「および第16号」を「、第16号および第17号」に、「同項第4号ア」を「同項第4号イ」に、「同号サ」を「同号シ」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「次項第3号において準用する第4号オ」とを加える。

別表第3第3項第8号中「およびカからクまで」を「、カ、キおよびケ」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 指定介護予防訪問看護事業者は、看護職員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

別表第3第4項第3号中「ウ」を「エ」に、「同号ア」を「同号イ」に、「同号ス」を「同号セ」に改め、同表第6項中「エを」を「オを」に、「第16号まで」を「第17号まで」に、「同号ウ」を「同号エ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第3第4項第3号において準用する第4号オ」とを加える。

別表第4第4項第5号中「からクまで」を「、キおよびケならびに別表第3第3項第8号」

に、「同号」を「これらの規定」に改め、同表第5項第4号中「病歴」との右に「、「こと」とあるのは「こと。この場合において、当該リハビリテーション会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて（当該リハビリテーション会議に利用者またはその家族が参加する場合にあっては、当該利用者またはその家族の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて）行うことができる」とを加え、同表第6項中「ならびにオ」を「ならびにカ」に、「ウおよびエ」を「エおよびオ」に、「第16号まで」を「第17号まで」に、「同項第4号ア」を「同項第4号イ」に、「同号ス」を「同号セ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号オ」とを加える。

別表第5第4項第4号中「からクまで」を「、キおよびケならびに別表第3第3項第8号」に、「同号」を「これらの規定」に改め、同表第5項第2号中「、歯科衛生士または管理栄養士」を削り、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合または介護予防支援事業者もしくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、サービス担当者会議に参加すること等により、介護予防支援事業者または介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行うこと。この場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、介護予防支援事業者または介護予防サービス事業者に対して情報提供または助言の内容を記載した文書を交付することにより行わなければならない。

別表第5第5項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 歯科衛生士または管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導

ア 医師または歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう適切に行うこと。

イ 懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について適切に指導または説明を行うこと。

ウ 常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切にサービスを提供すること。

エ 指定介護予防居宅療養管理指導を提供したときは、速やかに、その内容を診療記録に記載するとともに、医師または歯科医師に報告すること。

別表第5第6項中「クおよびケ」を「ケおよびコ」に、「ならびにオ」を「ならびにカ」に、「ウおよびエ」を「エおよびオ」に、「第16号まで」を「第17号まで」に、「同項第4号ア」を「同項第4号イ」に、「同号コ」を「同号サ」に、「同号ス」を「同号セ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号オ」とを加える。

別表第7第3項第7号中「およびク」を「からケまで」に改め、同表第5項第4号中「病歴」との右に「、「こと」とあるのは「こと。この場合において、当該リハビリテーション会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて（当該リハビリテーション会議に利用者またはその家族が参加する場合にあっては、当該利用者またはその家族の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて）行うことができる」とを加え、同表第6項第2号中「必要な」を「、次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

ウ 従業者に対する研修および訓練を定期的に行うこと。

別表第7第6項第3号を次のように改める。

(3) 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講ずること。

別表第7第7項第5号を次のように改める。

(5) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表第7第8項中「コ」を「サ」に、「およびオ」を「およびカ」に、「第11号から第16号まで」を「第10号から第17号まで」に、「別表第2第1項第4号ア」を「別表第2第1項第4号イ」に、「同号ス」を「同号セ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第4号オ」とを加える。

別表第8第1項第2号エ中「特別養護老人ホーム基準条例」を「滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第16号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。）」に改め、同項第4号ス中「シ」を「ス」に、「ク」を「ケ」に改め、同号スを同号セとし、同号シ中「サまで」を「シまで」に改め、同号シを同号スとし、同号サを同号シとし、同号コただし書中「この限りでない」を「いずれも常勤の者であることを要しない」に改め、同号コを同号サとし、同号ケの次に次のように加える。

コ アの規定により看護職員を置かなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所または指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保すること。

別表第8第1項第5号オ中「別表第2第1項第4号イからキまで、ケ、サおよびシ」を「別

表第2第1項第4号ア、ウからクまで、コ、シおよびス」に改め、同項第12号中「第9号ウおよび第11号から第16号（アを除く。）まで」を「第9号エ、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までおよび第17号」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第1項第5号オにおいて準用する第4号オ」と」を加え、同表第2項第2号ア中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「とする」を「とし、15人を超えない」に改め、同項第3号ウ（ア）dを削り、同号ウ（ア）eを同号ウ（ア）dとし、同項第4号エ中「ク」を「ケ」に、「ス」を「セ」に、「前項第4号シ」を「前項第4号ス」に改め、同項第9号中「別表第2第1項第4号イからキまで、ケ、サおよびシ」を「別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、コ、シおよびス」に、「第9号ウならびに第11号から第16号（アを除く。）まで」を「第9号エ、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第4号オ」と」を加え、同表第3項第2号イ中「ク」を「ケ」に改め、同項第4号中「別表第2第1項第4号イからキまで、ケ、サおよびシ」を「別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、コ、シおよびス」に、「第9号ウならびに第11号から第16号（アを除く。）まで」を「第9号エ、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第4号オ」と」を加え、同表第4項第4号エ中「サ」を「シ」に改め、同号カ中「ク」を「ケ」に改め、同項第6号中「別表第2第1項第4号イからキまで、サおよびシ」を「別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、シおよびス」に、「第9号ウ、第11号」を「第9号エ、第10号」に、「ならびに第16号（アを除く。）」を「、第16号（アおよびエを除く。）ならびに第17号」に、「第6号（アを除く。）、第7号（ウを除く。）および第8号」を「第6号（アおよびカを除く。）および第7号（ウを除く。）」に、「別表第2第1項第4号サ」を「別表第2第1項第4号シ」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第4号オ」と」を加える。

別表第9第1項第3号キ中「ク」を「ケ」に改め、同項第4号ウ中「別表第2第1項第4号イからキまで、ケ、サおよびシ」を「別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、コ、シおよびス」に改め、同項第7号中「オ」を「カ」に、「ならびに第11号から第16号（アを除く。）まで」を「、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9第1項第4号ウにおいて準用する第4号オ」と」を加え、同表第2項第3号エ中「ク」を「ケ」に、「オまで」を「カまで」に、「前項第3号オ」を「前項第3号カ」に改め、同項第4号イ中「別表第2第1項第4号イからキまで、ケ、サおよびシ」を「別表第

2第1項第4号ア、ウからクまで、コ、シおよびス」に改め、同項第5号中「オ」を「カ」に、「第8号ならびに第11号から第16号（アを除く。）まで」を「第8号、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9第2項第4号イにおいて準用する第4号オ」と」を加える。

別表第10第1項第3号セ中「ク」を「ケ」に改め、同項第4号コ中「別表第2第1項第4号イおよびエからカまで」を「別表第2第1項第4号ア、ウおよびオからキまで」に改め、同項第6号イ（オ）aに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第10第1項第7号ウ中「アを」を「アおよびエを」に改め、同項第8号中「第9号ウおよび第11号から第15号まで」を「第9号エ、第10号から第15号までおよび第17号」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第1項第4号コにおいて準用する第4号オ」と」を加え、同表第2項第4号コ中「クまで」を「ケまで」に改め、「基本サービスを」との右に「、同号ケ中「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基本サービスの」と」を加え、同項第5号オ中「別表第2第1項第4号エからカまで」を「別表第2第1項第4号アおよびオからキまで」に改め、同項第7号中「第9号ウならびに第11号から第16号（アを除く。）まで」を「第9号エ、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に改め、「同表第1項第7号ア」との右に「、同項第10号ア中「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基本サービスの」と」を加え、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「の従業者」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第2項第5号オにおいて準用する第4号オ」と」を加える。

別表第11第1項第3号オ中「およびカからクまで」を「、カ、キおよびケならびに別表第3第3項第8号」に、「同号中」を「これらの規定中」に、「同号ク」を「別表第3第3項第8号」に改め、同項第5号エ中「ウおよびエ」を「エおよびオ」に、「同号ア」を「同号」に改め、同項第7号中「第16号まで」を「第17号まで」に、「同項第4号ア」を「同項第4号イ」に、「同号ウ」を「同号エ」に、「同号コ」を「同号サ」に、「同号サ」を「同号シ」に、「同号ス」を「同号セ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第4号オ」と」を加え、同表第2項第1号イ中「およびカからクまで」を「、カ、キおよびケ、別表第3第3項第8号」に、「別表第2第1項第3号中」を「これらの規定中」に、「同号ク」を「別表第3第3項第8号」に改め、同項第2号中「ケを」を「コを」に、「ウおよびエ」を「エおよびオ」に、「ならびに第16号」を「、第16号ならびに第17号」に、「別表第2第1項第4号ア」を「別表第2第1項第4号イ」に、「同号ウ中「実施地域等」を「同号エ中「実施地域等」に、「同号コ」を「同号サ」に、「同号サ」を「同号シ」に、「同号ス」を「同号セ」

に改め、「同項第9号ア」の右に「およびウ」を加え、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第4号オ」と」を加える。

別表第12第3項第4号中「およびカからクまで」を「、カ、キおよびケ、別表第3第3項第8号」に、「別表第2第1項第3号中」を「これらの規定中」に、「同号ク」を「別表第3第3項第8号」に改め、同表第6項中「ケおよびサ」を「コおよびシ」に、「ウおよびエ」を「エおよびオ」に、「第16号まで」を「第17号まで」に、「別表第2第1項第4号ア」を「別表第2第1項第4号イ」に、「同号ウ」を「同号エ」に、「同号コ」を「同号サ」に、「同号ス」を「同号セ」に改め、「同項第9号ア」の右に「およびウ」を加え、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第4号オ」と」を加える。

(滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

付則第8項および第9項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

別表第1第3項第1号ア中「栄養士」を「栄養士等（栄養士または管理栄養士をいう。以下同じ。）」に改め、同号アに次のただし書を加える。

ただし、療養病床の数が100未満である指定介護療養型医療施設にあっては、栄養士等を置かないことができる。

別表第1第3項第1号イ中「、薬剤師および栄養士」を「および薬剤師」に改め、同号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 栄養士等の数は、1人以上とすること。

別表第1第3項第3号ア中「栄養士」を「栄養士等」に改め、同号アに次のただし書を加える。

ただし、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床および療養病床の数が100未満である指定介護療養型医療施設にあっては、栄養士等を置かないことができる。

別表第1第3項第3号イ中「、薬剤師および栄養士」を「および薬剤師」に改め、同号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 老人性認知症疾患療養病棟の栄養士等の数は、1人以上とすること。

別表第1第3項第5号中「第1号オおよび第3号キ」を「第1号カおよび第3号ク」に改め、同項第8号ただし書中「、指定介護療養型医療施設およびユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き」を削り、同項第13号に後段として次のように加える。

この場合においては、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類す

る者を除く。)に対し、認知症(同法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

別表第1第3項に次の1号を加える。

- (14) 開設者は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第1第4項第1号を同項第1号の2とし、同項第1号として次のように加える。

- (1) 開設者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報(介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報をいう。)その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。

別表第1第6項第2号オに後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

別表第1第6項第2号サ中「キ」を「ク」に、「ク後段」を「ケ後段」に改め、同号中サをシとし、カからコマまでをキからサまでとし、オの次に次のように加える。

カ オ後段の規定によりテレビ電話装置等を用いてサービス担当者会議を開催する場合において、入院患者またはその家族が参加するときは、当該入院患者またはその家族の同意を得ること。

別表第1第6項第3号中「第18項第3号」を「第19項第3号」に、「第19項第2号」を「第20項第2号」に改め、同項第4号キ(ク)に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第8項に次の2号を加える。

- (8) 管理者は、入院患者の栄養状態を維持し、および改善することができるよう、入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。
- (9) 管理者は、入院患者の口腔^{くわう}の健康を保持することができるよう、口腔衛生^{くわう}の管理体制を整備するとともに、入院患者の状態に応じた口腔衛生^{くわう}の管理を計画的に行うこと。

別表第1第11項第2号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 虐待の防止のための措置に関する事項

別表第1第11項に次の1号を加える。

- (5) 開設者は、前号に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。

別表第1第12項第2号中「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、

同項に次の1号を加える。

(3) 開設者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他必要な従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1第13項第2号アに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第13項第2号ウ中「対する研修」を「対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練」に改め、同号エ中「および」を「または」に改め、同表第14項第5号を次のように改める。

(5) 開設者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表第1中第20項を第21項とし、第19項を第20項とし、同表第18項第1号ウに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第18項第1号に次のように加える。

オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、同表第15項第2号エ中「第18項第3号」を「第19項第3号」に改め、同号オ中「第19項第2号」を「第20項第2号」に改め、同号カ中「第20項第2号」を「第21項第2号」に改め、同項を同表第16項とし、同表第14項の次に次の1項を加える。

15 業務継続計画の策定等

(1) 開設者は、感染症または非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 管理者は、業務継続計画に従業者に周知すること。

(3) 管理者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表第1に次の1項を加える。

22 雑則

(1) 開設者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第4項第5号および第8号ならびに次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(2) 開設者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下この号において「交付等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法を用いる。）によることができる。

別表第2第2項中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「とする」を「とし、15人を超えない」に改め、同表第3項第1号イ(ア) dを削り、同号イ(ア) eを同号イ(ア) dとし、同表第6項第4号中「第7号」を「第9号」に改め、同表第9項中「第20項まで」を「第22項まで」に、「同表第4項第1号」を「同表第4項第1号の2」に、「同表第15項第2号イ」を「同表第16項第2号イ」に、「第18項第3号」を「第19項第3号」に、「第19項第2号」を「第20項第2号」に、「第20項第2号」を「第21項第2号」に、「準用する第20項第2号」を「準用する第21項第2号」と、同表第22項第1号中「第4項第5号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第5号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(認知症である者の介護に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間（以下「経過期間」という。）における第1条の規定による改正後の滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）別表第3項第21号、第2条の規定による改正後の滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）別表第4項第26号、第3条の規定による滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備およ

び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）別表第1第3項第19号（新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第4項第4号、別表第3第2項第4号および別表第4において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス基準条例」という。）別表第2第1項第3号カ（新指定居宅サービス基準条例別表第2第2項第2号ウ、別表第6第1項第3号サ、第2項第1号イおよび第3項第2号コ、別表第7第3項第7号、別表第8第1項第4号セ、第2項第4号エ、第3項第2号イおよび第4項第4号カ、別表第9第1項第3号キおよび第2項第3号エならびに別表第10第1項第3号セおよび第2項第4号コにおいて準用する場合を含む。）、第5条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）別表第1第3項第20号（新介護老人保健施設基準条例別表第2第4項第4号において準用する場合を含む。）、第6条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）別表第1第3項第18号および別表第2第4項第5号、第7条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）別表第1第3項第18号（新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第4項第4号において準用する場合を含む。）、第8条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス基準条例」という。）別表第2第1項第3号ク（新指定介護予防サービス基準条例別表第2第2項第2号エ、別表第7第3項第7号、別表第8第1項第4号セ、第2項第4号エ、第3項第2号イおよび第4項第4号カ、別表第9第1項第3号キおよび第2項第3号エならびに別表第10第1項第3号セおよび第2項第4号コにおいて準用する場合を含む。）ならびに第9条の規定による改正後の滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）別表第1第3項第13号（新指定介護療養型医療施設基準条例別表第2第4項第4号において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（虐待の防止に関する経過措置）

- 経過期間における新軽費老人ホーム基準条例別表第9項第2号、新養護老人ホーム基準条例別表第9項第2号、新特別養護老人ホーム基準条例別表第1第10項第2号（新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第9項、別表第3第4項および別表第4において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例別表第1第11項第2号（新介護老人保健施設基準条例別表第2第

9項において準用する場合を含む。) 、新介護医療院基準条例別表第1第11項第2号および別表第2第11項第2号、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第11項第2号(新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。) ならびに新指定介護療養型医療施設基準条例別表第1第11項第2号(新指定介護療養型医療施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。) の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる事項」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項を記載するよう努めるとともに、次に掲げる事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

4 経過期間における新指定居宅サービス基準条例の規定(虐待の防止のための措置に関する規定(付則第6項に規定するものを除く。))の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表第1第1項第7号イ(同表第2項第3号および第3項第4号、別表第2第1項第6号および第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第6第1項第9号、第2項第3号および第3項第3号、別表第7第5項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第6号イおよび第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。)	次に掲げる事項	虐待の防止のための措置に関する事項を記載するよう努めるとともに、次に掲げる事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)
別表第2第1項第6号および第2項第3号	「事項を	「除く。)を
	事項および	除く。)および
別表第6第1項第9号、第2項第3号および第3項第3号、別表第7第5項、別表第8第1項第12号、第3項第4号および第4項第6号ならびに別表第9第1項第7号および第2項第5号	事項を	除く。)を
	事項ならびに	除く。)ならびに
別表第8第2項第9号	事項を	除く。)を

	事項ならびに利用定員	除く。)ならびに利用定員
別表第10第1項第8号および第2項第7号	事項を	除く。)を
	事項ならびに入居定員	除く。)ならびに入居定員

5 経過期間における新指定介護予防サービス基準条例の規定（虐待の防止のための措置に関する規定（次項に規定するものを除く。）に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表第2第1項第7号イ（同表第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第7第8項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第6号イおよび第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。）	次に掲げる事項	虐待の防止のための措置に関する事項を記載するよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）
別表第7第8項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号ならびに別表第10第1項第8号および第2項第7号	事項を	除く。)を
	事項ならびに	除く。)ならびに
別表第9第1項第7号および第2項第5号	事項を	除く。)を
	事項および	除く。)および

6 経過期間における新軽費老人ホーム基準条例別表第10項第3号、新養護老人ホーム基準条例別表第10項第3号、新特別養護老人ホーム基準条例別表第1第11項第3号（新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第9項、別表第3第4項および別表第4において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス基準条例別表第1第1項第8号ウ（新指定居宅サービス基準条例別表第1第2項第3号および第3項第4号、別表第2第1項第6号および第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第6第1項第9号、第2項第3号および第3項第3号、別表第7第5項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、

別表第11第1項第7号および第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例別表第1第12項第3号（新介護老人保健施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）、新介護医療院基準条例別表第1第12項第3号（新介護医療院基準条例別表第2第14項において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第12項第3号（新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス基準条例別表第2第1項第8号ウ（新指定介護予防サービス基準条例別表第2第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第7第8項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第7号および第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。）および新指定介護療養型医療施設基準条例別表第1第12項第3号（新指定介護療養型医療施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは、「講ずるよう努める」とする。

（感染症の予防およびまん延の防止に関する経過措置）

- 7 経過期間における新軽費老人ホーム基準条例別表第11項第2号、新養護老人ホーム基準条例別表第11項第2号、新特別養護老人ホーム基準条例別表第1第12項第2号（新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第9項、別表第3第4項および別表第4において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例別表第1第13項第2号（新介護老人保健施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）、新介護医療院基準条例別表第1第13項第2号（新介護医療院基準条例別表第2第14項において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第13項第2号（新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）および新指定介護療養型医療施設基準条例別表第1第13項第2号（新指定介護療養型医療施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「措置を講ずる」とあるのは、「措置（ウに掲げる措置を除く。）を講ずるほか、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修を定期的に行うとともに、感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うよう努める」とする。
- 8 経過期間における新指定居宅サービス基準条例別表第1第1項第9号ウ（新指定居宅サービス基準条例別表第1第2項第3号、別表第2第1項第5号イおよび第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第11第1項第5号エおよび第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。）および別表第6第1項第6号イ（新指定居宅サービス基準条例別表第6第2項第3号および第3項第3号、別表第7第5項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号ならびに別表第10第1項第8号および第2項第7号において準用する場合を含む。）

ならびに新指定介護予防サービス基準条例別表第2第1項第9号ウ（新指定介護予防サービス基準条例別表第2第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第11第1項第5号エおよび第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。）および別表第7第6項第2号（新指定介護予防サービス基準条例別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号ならびに別表第10第1項第8号および第2項第7号において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは、「講ずるよう努める」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 9 特例期間における新軽費老人ホーム基準条例別表第13項、新養護老人ホーム基準条例別表第13項、新特別養護老人ホーム基準条例別表第1第14項（新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第9項、別表第3第4項および別表第4において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス基準条例別表第1第1項第10号（新指定居宅サービス基準条例別表第1第2項第3号および第3項第4号、別表第2第1項第6号および第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第6第1項第9号、第2項第3号および第3項第3号、別表第7第5項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第7号および第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例別表第1第15項（新介護老人保健施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）、新介護医療院基準条例別表第1第15項（新介護医療院基準条例別表第2第14項において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第15項（新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス基準条例別表第2第1項第10号（新指定介護予防サービス基準条例別表第2第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第7第8項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第7号および第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。）および新指定介護療養型医療施設基準条例別表第1第15項（新指定介護療養型医療施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（事故発生時の対応に係る経過措置）

- 10 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間における新軽費老人ホーム基準条例別表第16項第1号、新養護老人ホーム基準条例別表第16項第1号、新特別養護老人ホーム基準条例別表第1第17項第1号（新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第9項、別表第3第4項および別表第4において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例別表第1第19項第1号（新介護老人保健施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）、

新介護医療院基準条例別表第1第19項第1号（新介護医療院基準条例別表第2第14項において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第19項第1号（新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）および新指定介護療養型医療施設基準条例別表第1第19項第1号（新指定介護療養型医療施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講ずる」とあるのは、「次のアからエまでに掲げる措置を講ずるとともに、次のオに掲げる措置を講ずるよう努める」とする。

（ユニットに係る経過措置）

- 11 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。）の居室または病室であつて、第3条の規定による改正前の滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例別表第2第3項第2号ア（イ）（同条例別表第4において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正前の滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第8第2項第3号ウ（ア）d、第7条の規定による改正前の滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第2第3項第2号ア（イ）、第8条の規定による改正前の滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例別表第8第2項第3号ウ（ア）dまたは第9条の規定による改正前の滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例別表第2第3項第1号イ（ア）dに規定する基準を満たしているものについては、なお従前の例による。
- 12 この条例の施行の日から当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第2項の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニット（滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例第4条に規定するユニットをいう。）を整備する同条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第4項第1号から第3号までおよび同項第4号において準用する新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第3項第4号に規定する基準を満たすほか、当該ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間および深夜を含めた介護職員ならびに看護師および准看護師の配置の実態を勘案して従業者を配置するよう努めるものとする。
- 13 前項の規定は、新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第2項（新特別養護老人ホーム基準条例別表第4において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス基準条例別表第8第2項第2号ア、新介護老人保健施設基準条例別表第2第2項、新介護医療院基準条例別表第2第2項、新指定介護予防サービス基準条例別表第8第2項第2号アおよび新介護療養型医療施設基準条例別表第2第2項の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲

げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第2項 (新特別養護老人ホーム基準条例別表第4において準用する場合を含む。)	滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例第4条	滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例第2条第1項
	新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第4項第1号から第3号までおよび同項第4号において準用する新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第3項第4号	新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第4項第1号から第3号まで(新特別養護老人ホーム基準条例別表第4において準用する場合を含む。)および新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第4項第4号または別表第4において準用する新特別養護老人ホーム基準条例別表第1第3項第5号
新指定居宅サービス基準条例別表第8第2項第2号ア	入居定員	利用定員
	滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例第4条	滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第8第1項第1号
	同条	同項第2号イ
	ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者	ユニット型指定短期入所生活介護事業者
	新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第4項第1号から第3号までおよび同項第4号において準用する新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第3項第4号	新指定居宅サービス基準条例別表第8第2項第4号アからウまでおよび同号エにおいて準用する同表第1項第4号エ
新介護老人保健施設基準条例別表第2第2項	滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例第4条	滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例第3条
	新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第4項第1号	新介護老人保健施設基準条例別表第2第4項第1号か

	号から第3号までおよび同項第4号において準用する新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第3項第4号	ら第3号までおよび同項第4号において準用する新介護老人保健施設基準条例別表第1第3項第5号
新介護医療院基準条例別表第2第2項	滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例第4条	滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例第3条
	新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第4項第1号から第3号までおよび同項第4号において準用する新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第3項第4号	新介護医療院基準条例別表第2第4項第1号から第3号までおよび同項第7号において準用する新介護医療院基準条例別表第1第3項第4号および第9号
新指定介護予防サービス基準条例別表第8第2項第2号ア	入居定員	利用定員
	滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例第4条	滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例別表第8第1項第1号
	同条	同項第2号イ
	ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者
	新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第4項第1号から第3号までおよび同項第4号において準用する新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第3項第4号	新指定介護予防サービス基準条例別表第8第2項第4号アからウまでおよび同号エにおいて準用する同表第1項第4号エ
新介護療養型医療施設基準条例別表第2第2項	入居定員	入院患者の定員
	滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運	滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備およ

	営に関する基準等を定める 条例第4条	び運営に関する基準を定め る条例第3条
	新指定介護老人福祉施設基 準条例別表第2第4項第1 号から第3号までおよび同 項第4号において準用する 新指定介護老人福祉施設基 準条例別表第1第3項第4 号	新介護療養型医療施設基準 条例付則第2項、第3項お よび第9項ならびに別表第 2第4項第1号から第3号 までならびに同項第4号に おいて準用する新介護療養 型医療施設基準条例別表第 1第3項第1号ウ、第2号 ウならびに第3号ウおよび エ

(栄養管理および口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置)

- 14 経過期間における新介護老人保健施設基準条例別表第1第8項第8号および第9号（これらの規定を新介護老人保健施設基準条例別表第2第6項第4号において準用する場合を含む。）、新介護医療院基準条例別表第1第8項第8号および第9号（これらの規定を新介護医療院基準条例別表第2第8項第9号において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第7項第9号および第10号（これらの規定を新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第6項第4号において準用する場合を含む。）ならびに新介護療養型医療施設基準条例別表第1第8項第8号および第9号（これらの規定を新介護療養型医療施設基準条例別表第2第6項第4号において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行う」とあるのは、「行うよう努める」とする。

